○石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準

令和４年７月２８日教育委員会訓令第１１号

石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準

石巻市教育委員会学区外就学等に係る許可基準（平成１８年石巻市教育委員会訓令第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第８条の規定による指定した学校の変更（以下「学区外就学」という。）又は第９条第１項の規定による他の市町村に住所を有する児童生徒等を市立学校に就学させること（以下「区域外就学」という。）を希望する児童生徒の保護者が、石巻市学校教育法施行細則（平成１７年石巻市教育委員会規則第１３号）第７条第１項又は第９条第１項の規定による申請をした場合の許可基準について、必要な事項を定めるものとする。

（許可基準）

第２条　教育委員会が学区外就学及び区域外就学を許可する基準等は、別表のとおりとする。

（その他）

第３条　この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この訓令は、令和４年９月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この訓令の施行の際現に改正前の石巻市教育委員会学区外就学等に係る許可基準により学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第８条の規定による指定した学校の変更（以下「学区外就学」という。）又は第９条第１項の規定による他の市町村に住所を有する児童生徒等を市立学校に就学させること（以下「区域外就学」という。）の許可を受けている保護者は、この訓令の施行の日において、改正後の石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準により学区外就学又は区域外就学の許可を受けたものとみなす。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象学年 | 許可基準 | 許可期間 | 添付書類 |
| 地域の事情に関する事由 | 全学年 | 地形等地域の事情により指定校への就学に著しい困難が伴う場合 | 卒業までの期間 |  |
| 心身の障害等に関する事由 | 全学年 | (1)　心身の障害や疾病、長期通院等により、指定校への就学が困難な場合 | 必要と認められる期間 |  |
| (2)　指定校に該当する特別支援学級がない場合 |
| 家庭の事情に関する事由 | 小学校の全学年 | (1)　勤務等により、下校後も保護者等が不在であるため、保護者の勤務先の住所地の指定校に就学させたい場合 | 卒業までの期間 | 就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類 |
|  |  | (2)　勤務等により、下校後も保護者等が不在であるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合 |  | 就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類及び同意書 |
|  |  | (3)　指定校の放課後児童クラブにおいて利用定員に達していること等により利用できないため、放課後児童クラブが設置されている学校に就学させたい場合 |  | 就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類 |
| 教育的な配慮に関する事由 | 全学年 | (1)　生徒指導上の問題等により、指定校へ就学することが困難である場合 | 必要と認められる期間 | 学校長の意見書 |
| 中学校の新１学年 | (2)　特定の文化活動又はスポーツ活動等を継続的に行っており、指定校にその特定の活動を内容とする部活動がないため、当該部活動がある隣接する中学校に入学を希望する場合 | 卒業までの期間 | 特定の活動を継続的に行っていることが確認できる書類又は学校長の意見書 |
| 全学年 | (3)　既に兄弟姉妹が、学区外就学又は区域外就学の許可を受けた学校に通学している場合 |  |
| 転居に関する事由 | 全学年 | (1)　転居先の指定校に就学することにより、精神的な負担が生じるため、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合 | 卒業までの期間 |  |
|  |  | (2)　新築、改築等のため、一時的に学区外から就学を希望する場合 | その建物に居住するまで | 住居の売買契約書、賃貸借契約書等居住することが確認できる書類及び誓約書 |
|  |  | (3)　１年以内に転居することが確実なため、転居予定地の指定校へ就学を希望する場合 |  |  |
| その他 | 全学年 | その他教育委員会が認める場合 | 教育委員会が認める期間 |  |